

亀山市告示第129号

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年7月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）
支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）」とは、この告示により、市から贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和5年亀山市告示第97号。次条において「告示」という。）に基づき低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（次条において「特別給付金」という。）の支給を受けた者とする。

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、2万円とする。ただし、告示第3条第2項の表に規定する監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ2万円を加算した額とする。

2 給付金の支給に係る監護等児童の数は、特別給付金の支給において算定した数とする。

3 市長は、支給対象者に対し、第1項の給付金を1回に限り支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等)

第5条 市長は、支給対象者のうち、令和5年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けた者（以下「児童扶養手当受給者」という。）に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和5年7月25日までに前項の届出がないときは、速やかに当該届出を行わなかった児童扶養手当受給者に係る給付金の支給を決定し、当該児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方法)

第6条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、令和5年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座（前条第3項の規定による支給の決定前に、児童扶養手当受給者が令和5年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座の変更の届出を市長に提出した場合にあっては、当該届出を受けた指定口座。第12条第2項において同じ。）に振り込む方法により行う。ただし、市長が口座振込の方法により難しいと認める場合は、この限りではない。

(公的年金給付等受給者等に対する給付金に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 支給対象者のうち児童扶養手当受給者以外の者（以下「公的年金給付等受給者等」という。）に対して支給する給付金に係る申請（次項において単に「申請」という。）の受付開始日は、令和5年8月1日とする。

2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。

(公的年金給付等受給者等に対する給付金に係る申請及び支給の方法)

第8条 公的年金給付等受給者等に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「給付金申請者」という。）は、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（別記様式）により申請を行う。

2 給付金申請者に対する給付金の支給は、給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振込の方法により難しいと認める場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、

個人番号カード等の写し（以下「本人確認書類」という。）を提出させ、又は提示させることにより、当該給付金申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、給付金申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（給付金申請者に対する支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書（第12条第3項において単に「申請書」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めたときは、給付金の支給を決定し、当該申請者に対し、これを支給する。

（給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、市民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金申請者から第7条第2項の申請の期限までに第8条第1項の申請が行われなかった場合は、当該給付金申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第5条第3項の規定による支給の決定を行った後、給付金を支給するために、令和5年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振込みを行う手続きを行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和6年3月22日までに振込みができない場合は、当該支給の決定を取り消すものとする。

3 第10条の規定による支給の決定を行った後、申請書に不備があることにより振込みができないために市長が申請者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず、補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月22日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得等の返還）

第13条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給を行った給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

| |
|--------|
| 支給市区町村 |
| 亀山市長様 |



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

| | | | | |
|-----|----|---|---|---|
| 記入日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|-----|----|---|---|---|

| (フリガナ) 氏名 | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
|--------------|----|-------|--------|
| | | 年 月 日 | 電話 () |

2. 監護等児童

令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

| No. | (フリガナ) 氏名 | 続柄 | 性別 | 障がいの 有無 | 生年月日 | 同居・別居 の別 | 住所(別居の場合のみ記入) |
|-----|--------------|----|----|------------|-------|-------------|---------------|
| 1 | | | | | 年 月 日 | | |
| 2 | | | | | 年 月 日 | | |
| 3 | | | | | 年 月 日 | | |
| 4 | | | | | 年 月 日 | | |
| 5 | | | | | 年 月 日 | | |

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障がいの状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障がい」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障がいの状態をいいます。申請時点において、障がいの状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障がいの状態を確認するため、特別児童扶養手当証書の写し等を添付してください。

3. 亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の受給状況

 亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給しています。

4. 申請額・請求額

| | | | |
|-------|---|---------|---|
| 対象児童数 | 人 | 申請額・請求額 | 円 |
|-------|---|---------|---|

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 20,000円×3人 = 60,000円

5. 受取方法

 ア 亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)と同じ口座への振込みを希望 イ 指定の金融機関口座への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 (右記めでお書きください。) | 口座名義(フリガナのみ) |
|---|------------------------------|--------------|------------------------|-------------------------------------|
| 1.銀行 2.金庫 3.信託 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信連連 | 本・支店 本・支所 出張所 支店コード | 1.普通 2.当座 | | ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。 |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月22日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『**亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)**』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『**申請者・請求者の本人確認書類**』
※ 申請者・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)**をご用意ください。
- 『**受取口座を確認できる書類の写し(コピー)**』
※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。